

指定校変更許可基準

- 学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更については、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。
- その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区分	承認要件	対象学年	承認期間	承認校	提出書類
町内転居	町内で転居した後も、在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合	全学年	小学校：(小学校卒業まで) 中学校：(中学校卒業まで)	在籍校	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書
転居予定	家屋の新改築等又は借家等への入居が明確であり、居住先の指定学校へ就学を希望する場合(予定日までのおおむね6か月以内)	全学年	予定日まで	転居予定地の学校	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書 <input type="checkbox"/> 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 誓約書
留守家庭	保護者の就労等で下校後監護するものがないため、預かり先所在地の指定学校に就学を希望する場合	小学校3学年まで	小学校3学年まで (毎年度申請が必要)	預かり先の所在する学校	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書 <input type="checkbox"/> 児童預かり証明書 <input type="checkbox"/> 勤務証明書
兄弟姉妹同一校	指定校変更許可された兄弟姉妹が就学している学校への就学を希望する場合	全学年	小学校：(小学校卒業まで) 中学校：(中学校卒業まで)	兄弟姉妹の就学している学校	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書
その他	教育的配慮により、指定校への通学がほかに比べて著しく負担になると予測される場合	応談	応談	応談	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書 <input type="checkbox"/> 理由を証明する書類(診断書・学校長の意見書等)
部活動	継続して行っている特定のスポーツ活動や文化活動が指定された中学校になく、隣接の中学校で実施している場合	新中学校1学年 (原則、入学時のみ受付)	応談	応談	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書 <input type="checkbox"/> 指定校・承認校の意見書
大規模校から適正規模校へ	大規模校から通学区域が隣接する適正規模校への変更を希望する場合	全学年	卒業まで	承認を受けた学校	<input type="checkbox"/> 指定校変更願書

※上記の内容は、許可が可能な事由であり必ず許可できるものではありません。
※通学途中における事故防止については、保護者が十分に注意を払い、保護者が責任を持って対処して下さい。
※承認要件に変更があった場合には必ず申請をおこなって下さい。

附 則

この基準は、令和4年10月27日から施行する。ただし、施行前の基準によりなされた承認は施行前「平成20年1月8日南風原町教育委員会教育長決裁」の基準を準用する。